

## 仕 様 書

### 1 事業名

せとうちコンテンツプラットフォーム及びSNSを活用した国内向け情報発信事業

### 2 実施期間

契約締結の日～令和9年3月19日（金）

### 3 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、せとうちを囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下「せとうち地域」という。）が合同してせとうちブランドを確立し、ブランドコンセプトを「AUTHENTIC JAPAN : SETOUCHI（ありのままの日本の魅力はここにある：せとうち）」として地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的とした活動を行っている。

そのため、せとうちの魅力在国内に向けて発信し、魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることが必要である。

そこで、首都圏、関西圏、九州等の大都市圏及びせとうち地域内を主な対象市場として、旅のトレンドを見据えたせとうちの魅力を発信することを目的に、機構が運営するせとうちの国内向けせとうちコンテンツプラットフォームである「瀬戸内Finder（以下「PF」※1という。）」への記事等の格納及びSNSを活用し、情報発信を強化することでせとうち地域への誘客促進を図る。

※1 PF <https://www.setouchi.travel/jp/>

### 4 事業の概要

機構では、せとうち地域の自治体、DMO及び観光事業者等が造成した多彩なコンテンツや旅行商品、観光情報をよりタイムリーかつ正確に掲載するとともに、トレンドに即した情報収集が可能となる仕組みとしてPFを構築している。

せとうち地域への来訪意欲を高めるため、写真家やライター等を活用し、伝達力、拡散性に優れた写真を中心とした記事を掲載するとともに、機構公式SNS(※2)でのウェブプロモーションを実施している。

※2 機構公式SNS

Instagram <https://www.instagram.com/setouchifinder/>

Facebook <https://www.facebook.com/SetouchiFinder>

Facebookグループ <https://www.facebook.com/groups/setouchifan/>

### 5 事業の内容

PFへの日本語版記事の格納及びSNSを活用して、せとうちの認知度をより向上させるとともに、旅のトレンドを見据えたせとうち地域の強みを生かしたせとうちブランドイメージの訴求と確立を目的として、PFの有する価値を分析し、国内の市場特性等を踏まえたうえで以下（1）～（4）の事業を企画提案・実施すること。

#### （1）PFの運用

##### ア 記事の作成

PF内「瀬戸内Finder」の記事を作成する。

(作成イメージ) <https://www.setouchi.travel/jp/trip-ideas/ph2-jp-st-070/>

イ 記事の作成数

14本以上。本数については提案による。

ウ 記事の内容について

- ・本事業において、将来のせとうち地域への来訪につながるような魅力ある記事作成のための編集方針及び取材対象を提案すること。
- ・記事の内容については、せとうち地域の認知度をこれまで以上に向上させるとともに、せとうちブランドイメージの構築と発信を図るため、せとうち地域で撮影した写真と記事により構成されるものとする。また、作成する記事数は7県で概ね均等にすること。
- ・作成する記事の文章は、読者により読まれやすい内容・文章量を検討し、提案すること。
- ・記事の校正（誤字、脱字等）については、請負事業者の責任校正とする。
- ・記事の作成にあたって必要となる交通費、施設利用費、宿泊費、通信費、パソコンや通信機器・カメラ・ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・記事の文章作成においては、AIO・SEOの観点を取り入れ、記事中に使用するキーワードに留意し、良好な検索順位、表示につながると期待できる内容にすること。
- ・本事業で作成された成果物（画像や文章等を含む）及び成果物の権利は、機構に帰属するものとする。また、成果物の作成の際は肖像権等に留意し、必要な場合は肖像権等に関する許諾を事前に書面で得ておくこと。
- ・原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

エ 記事作成の注意点

- ・原則として現地取材に基づき作成する。
- ・記事を作成するための取材先は、本事業受託事業者と機構との事前協議のうえ決定する。
- ・記事の内容は、PF内に記載しているカテゴリー（体験、アート・文化、歴史、海・自然、グルメ・おみやげ、宿・ホテル）を参考とし、せとうち地域に関連するものとする。
- ・記事の内容については、旅のトレンドに沿ったせとうち地域魅力や最新情報等とすること。
- ・記事の取材はせとうちエリアを熟知したライター等を起用し、読者の共感を呼ぶことができる表現力豊かな内容とすること。
- ・記事に使用する写真は、一定の技術レベルを確保しつつ、ターゲットである首都圏、関西圏、九州等の大都市圏及びせとうち地域内からの旅行者及び旅行見込者に訴求する、せとうちの魅力を実感に伝えることのできるものとする。

- ・一つの記事内で使用する写真は3点程度確保すること。
- ・記事を作成するための取材にあたって、観光地、観光関連施設等へのアポイントメント、掲載許諾など、全て請負事業者の責任において行うこと。
- ・PFの記事は「Payload CMS」に格納する。

## (2) 機構公式SNSの運用

### ア SNSへの投稿数

実施期間内、Instagram・Facebookでそれぞれ70本以上投稿。本数については、提案による。

### イ 投稿内容

- ・投稿は原則として、現地取材等に基づいた動画及び写真、文章で構成されたフィード・リール投稿とすること。
- ・投稿のうち35本以上はリール投稿とすること。
- ・時期柄注目される事項、イベントや行事、SNSのトレンドなどをリサーチし、将来のせとうち地域への来訪につながるような魅力ある記事作成のための編集方針及び取材対象を提案すること。
- ・効果的な投稿記事（写真、動画）の作成のため、機構と調整・連携を図りながら、情報を発信する記事の企画・制作を行う。
- ・投稿の頻度については、週に2回程度とすること。

### ウ Facebookグループの運用について

- ・弊機構が運用するFacebookグループである「瀬戸内が大好き！」（URL <https://www.facebook.com/groups/setouchifan/>）をグループルール（URL <https://www.facebook.com/groups/1246076425840516/about>）に基づき運用を行うこと。運用とは、グループルールに基づき、当該グループに投稿される内容について承認及び削除するなどの作業をおこない、当該グループの目標である「瀬戸内への愛着を深めること・瀬戸内への観光を促すこと」が達成できるように対応することである。
- ・作業については週に2回程度実施し、詳細については機構と協議の上、決定すること。

### エ 機構公式SNS運用の注意点

- ・機構公式SNSの運用にあたっては、投稿だけではなくフォロワーの能動的な参加を促しアカウントの活性化を図るような企画を提案すること。
- ・投稿数は7県で概ね均等にすること。
- ・投稿内容については、本事業受託者と機構との間で協議の上、決定すること。
- ・投稿内容には、「#瀬戸内」、「#（県名）」等の、投稿に関連する効果的なタグを含めること。また、Facebookにおいては、瀬戸内Finderの関連記事にリンクするURLを含めること。
- ・文章は、せとうちのブランドイメージを毀損することのないようにすること。
- ・投稿する文字数は、過去に弊機構のSNSに投稿されている文章と同程度のボリュームを基準とする。

- ・文章の校正については、請負事業者の責任校正とする。
- ・文章の作成にあたって必要となる交通費、施設利用費、宿泊費、通信費、パソコンや通信機器・カメラ・ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・本事業で作成された成果品は、原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

#### オ フォロー及びフォロー解除

- ① 新規フォロー先については、以下のいずれかの条件を満たすアカウントとする。新規フォロー実行前には、フォロー候補を事前に機構へ提示すること。
  - ・国または地方等の行政機関が運営するアカウント
  - ・DMOまたは観光協会が運営するアカウント
  - ・せとうちに関する投稿を行っているインフルエンサー等、せとうちに関する影響力の大きいユーザーのアカウント
  - ・その他、機構がフォローすべきと判断したアカウント
- ② フォロー解除は、以下のいずれかの条件を満たすアカウントとする。フォロー解除実行前には、フォロー解除候補を事前に機構へ提示すること。
  - ・誹謗中傷、差別、暴力的な発言を行うユーザーのアカウント
  - ・他者への嫌がらせ等を行うユーザーのアカウント
  - ・他者のなりすましを行っているユーザーのアカウント
  - ・その他、機構がフォロー解除すべきと判断したアカウント

#### カ コメントへの対応

- ① 投稿に寄せられたコメントのうち、次のいずれかの条件を満たし、かつ返信を行うことが必要または望ましいものについては、原則として返信すること。
  - ・投稿内容に関する質問等で、回答することが望ましいもの
  - ・返信を行うことで、機構公式SNSの今後の運営にとって正の効果が大いと思われるもの
  - ・その他、機構が返信を行うべきと判断したもの。
- ② 投稿に寄せられたコメントのうち、次のいずれかの条件を満たし、かつコメントの削除または違反報告を行うことが望ましいものについては、原則としてコメントの削除または違反報告等の対応を行うこと。
  - ・誹謗中傷または暴力的な表現を含むもの
  - ・人権または著作権等の権利を侵害するもの
  - ・暴力、ギャンブル、薬物を推奨または助長するもの
  - ・その他、機構が不適切と判断したもの

#### (3) 事業進捗の共有

PFへの日本語版記事の格納及び機構公式SNSに関して、事業の進捗状況の確認のため、機構との協議を実施することとし、以下の項目等について例月報告を求める。なお、開催手法や実施時期は当機構と協議の上、決定する。

- ・サイト訪問者の分析（UU数、PV数、年齢、性別、地域の分析等）
- ・記事の取材状況、スケジュール共有

- ・機構公式SNSの運用状況（投稿数、フォロワー数、エンゲージメント率及び保存率の推移等）
- ・対前年、前月比で増減した数値の分析、対応案の検討及び提案
- ・その他、機構が求める内容

#### （４）効果測定及び検証・分析業務

本事業成果の効果測定と検証・分析を行うとともに、PF日本語版記事の今後の運営方針等の提案や、機構公式SNS等を利用したせとうち地域への誘客を促進していくための検討に有効と思われる内容を後述する9の報告書に記載すること。

なお、検証・分析にあたっては、Google Analyticsの活用等、具体的な数値や指標、根拠を示して詳細に行うこと。

#### （５）目標

活動指標（アウトプット）

新規記事の作成：瀬戸内Finder記事14本以上

機構公式SNSでの情報発信：実施期間内、機構公式SNSごとに70本以上投稿（うち35本以上はリール投稿）

成果指標（アウトカム）

PFのPV数：前年度実績比10%増※4

Instagram平均エンゲージメント率：前年度末実績比5%増※5

Instagram平均保存率：前年度末実績比20%増※5

※4：昨年度実績は「令和7年4月1日～令和8年2月28日」のPV数とし、今年度の同時期に当たる「令和8年4月1日～令和9年2月28日」のPV数を、昨年度実績より10%以上増加させることを指す。

※5：前年度末とは「令和8年3月31日時点」を指す。

## 6 執行体制

上記事業の実施にあたって、機構に対して、技術面のサポート、総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

## 7 注意事項

### （１）動作確認

- ・成果物については、事業完了前にスマートフォン、タブレット及びパソコンによる動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。なお、動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
- ・スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android系端末等において動作確認を行うこと。
- ・パソコンの利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることとし、OS、ブラウザについては一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux等）、ブラウザ（IE、Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとする。

- (2) 品質・性能
  - ・コンテンツを構成する製品や技術は、国際標準もしくは業界標準に準拠していること。また、コンテンツ画面操作時においては、利用者にストレスを与えない応答時間を確保すること。
- (3) サポート体制の整備
  - ・契約期間中において、WEBコンテンツの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を保持しておくこと。
- (4) 情報セキュリティ対策
  - ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
  - ・既知のセキュリティホールやバグ等について、原則すべて対策を講じること。
  - ・セキュリティ上の脅威が見地された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
  - ・コンピューターウイルス対策等、適切な不正プログラム対策を公示、ウイルスからの防御、データの漏えい、不正侵入の防止、データ改ざんの防止等のセキュリティ対策を十分に施すこと。
  - ・適切な不正アクセス対策を講じること。

## 8 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本事業においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 本事業の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (3) 本事業により得られる著作物の著作人格権について、事業受託者は将来にわたり行使しないこと。また、事業受託者は本作品の作成に関与した者について著作権を主張させず、著作人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て事業受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）～（4）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。
- (6) 事業受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定する。

## 9 報告業務

- (1) 例月報告
  - 毎月15日迄に前月実施した活動状況、「5 事業の内容」における各進捗状況について、報告書を提出すること。
  - なお、報告の提出にあたっては事前に機構と協議を行うこと。
- (2) 年間報告書
  - (ア) 提出物 事業実施報告書（A4判）1部、および電子データ
  - (イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限 令和9年3月19日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・ 事前に機構職員の承認を受けること。
- ・ 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

また、事業実施報告書について、提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であってもその都度反映すること。

#### 10 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとすること。

なお、支払時期は 令和9年4月下旬を見込んでいる。

#### 11 その他

- (1) 本事業の遂行においては、機構と十分協議しながら進めること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し適正に履行すること。
- (3) 本仕様書に定めのない特別の事情が生じた場合は、機構へ報告し、その指示を受けること。